各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁広域応援室長 (公印省略)

大規模災害時等における都道府県内の消防広域応援体制の強化について(通知)

消防広域応援体制の整備については、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書について (昭和63年4月28日付消防消第118号)」等により推進してきたところです。

昨今の災害の教訓を踏まえると、一の市町村の消防力では対応できない災害が発生した場合において、迅速かつ的確な消防活動を展開するためには、都道府県内の消防相互応援を迅速に実施することと併せて、被害状況等に応じて緊急消防援助隊の応援等の要請を早期に行う必要があります。また、緊急消防援助隊が出動した際には、都道府県内の消防相互応援部隊と効果的に連携し、活動を展開することが必要です。

このたび、都道府県消防相互応援協定、広域応援基本計画等の見直しに当たり、留意すべき事項を下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。 以下同じ。)に対し、この旨周知されるとともに、貴都道府県内の市町村と積極的に調整を図り、 都道府県内の消防広域応援体制の強化を進めていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 見直しの項目

(1)消防広域応援に関する都道府県の役割の強化

都道府県内の消防相互応援部隊及び緊急消防援助隊が連携した消防広域応援体制を確保するため、発災時の代表消防機関との緊密な連携、自衛隊等実動機関との調整等都道府県による消防応援活動に関する必要な調整・支援を実施するなど、都道府県の役割を強化すること。 ※代表消防機関とは、都道府県内の消防機関の統括を行う消防機関をいう。

(2) 地域ブロック制の導入

地域ブロック制を導入し、同一ブロックや隣接ブロックによる応援出動区分を設定するなど、 災害規模等に応じて適切な対応がとれるよう、応援体制を構築すること。

(3) 代表消防機関等の設置

ア 代表消防機関、代表消防機関の任務を代行する消防機関(以下「代表消防機関代行」という。)、地域ブロックの統括を行う消防機関(以下「地域ブロック代表消防機関」という。) 等を設置すること。

- イ 代表消防機関及び代表消防機関代行は、以下の任務を果たすことを想定する。
 - (ア) 都道府県内の消防機関の統轄
 - (イ) 都道府県消防相互応援協定の全体調整
 - (ウ) 都道府県内すべての消防機関で対応する災害発生時における都道府県内消防相互応援の 一括的な要請、後方支援活動、都道府県消防防災主管部局との連絡調整等
- ウ 地域ブロック代表消防機関は、以下の任務を果たすことを想定する。
- (ア) 地域ブロック内の消防機関の統括
- (イ)地域ブロック内で対応する災害発生時におけるブロック内消防相互応援の一括的な要請、 後方支援活動、都道府県消防防災主管部局との連絡調整等
- (4) 指揮を支援する部隊の設置

緊急消防援助隊の指揮支援部隊の任務に準じ、被災市町村における消防の指揮を支援する部隊を都道府県消防相互応援協定等に位置づけること。

(5) 応援隊の事前登録

応援出動する隊(上記(3)に相当する隊を含む。)をあらかじめ登録しておくこと。

(6) 迅速な出動体制の構築

情報収集(航空機による情報収集を含む。)や先遣出動等について、災害発生直後から迅速 に出動できる体制を構築すること。

2 その他

平成27年12月を目途に見直しの状況について調査を実施する予定です。

消防庁国民保護·防災部広域応援室

担 当 塩谷・根本・村主

電 話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537